

国立大学法人奈良女子大学の中期目標・中期計画（案）

平成 16 年 4 月 19 日
奈良女子大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p style="text-align: center;">大学の基本的な目標</p> <p><u>（前文）</u> 本学は 1949（昭和 24）年に「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、女子の特性に即してその能力を展開させること」を目的として発足し、今日に至っている。</p> <p>本学は、教育研究の高度化と個性化を目指し、幾度かの改編を経て、現在の文学部、理学部、生活環境学部の 3 学部と大学院人間文化研究科並びに附設される施設等の教育研究組織により編成されている。</p> <p>近年我が国では、「男女雇用機会均等法」「男女共同参画社会基本法」などの法的整備が進められてきた。しかし、現実には女性の社会進出が十分でない状況が依然として存在する。このような状況に鑑み、戦前・戦後を通じて女子教育に実績のある本学には、我が国における女性の社会進出を教育面で支援するとともに、広くアジア諸国と連携・協力して女子教育を推進する役割も求められている。</p> <p>さらに 21 世紀に入り、環境問題をはじめとして人類は多くの問題を抱えている。これら諸問題の解決に立ち向かえる高度な教養と知識をもち、社会の各分野で貢献できる女性人材の養成が強く求められている。</p> <p>このような社会的要請に応えるため、本学は次の四つの基本理念を掲げる。</p> <p>理念 1 男女共同参画社会をリードする人材の育成 - 女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ -</p> <p>理念 2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化</p> <p>理念 3 高度な基礎研究と学際研究の追究</p> <p>理念 4 開かれた大学 - 国際交流の推進と地域・社会への貢献 -</p>	

このような基本理念に基づき、長期的な視野に立って
 本学は次の事項を基本的な目標として定める。

- (1) 社会のリーダーとして男女共同参画社会の実現に貢献できる女性人材を養成するとともに、女性のライフサイクルに配慮した教育研究環境の整備、女性教官比率の向上等に努めることにより、男女共同参画社会実現の先行モデルとなる。
- (2) 学部教育においては、教養教育から専門教育まで連携のとれた質の高い教育を提供することにより、女子高等教育の全国的な拠点としての役割を果たす。また、大学院教育においては、女性が能力を発現しやすい環境を整備しつつ、より高度な専門教育を提供することにより、国際的にも活躍できる女性の高度専門職業人・研究者を育成する。
- (3) 各学部・研究科において個性的、独創的で高度な基礎研究や応用研究を推進するとともに、それぞれが連携しながら、環境問題等の複雑で重要な諸課題に関する学際的な研究を展開する。
- (4) 歴史的に奈良をその東端とするシルクロードに沿った国々をはじめとするアジア諸国との国際交流を重点的に推進するとともに、地域社会の様々なニーズに応えられる「知」の拠点となる。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

- 1 中期目標の期間
 中期目標の期間は、平成 16 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。
- 2 教育研究上の基本組織
 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部及び研究科を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標

- 1 教育に関する目標
 (1) 教育の成果に関する目標

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 教育に関する目標を達成するための措置
 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

<p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育・専門教育・キャリア教育の有機的連携を確保した教育システムを構築することによって、豊かな人間性、幅広く深い教養、知的洞察力を養成するとともに、専門分野を学ぶのに必要な基礎学力を習得させ、課題探究能力や情報伝達能力を十分に有する社会のリーダーとして活躍できる女性人材を養成する。 	<p>【学士課程】</p> <p>教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教養科目群」、「基礎科目群」の2群から編成される「全学共通科目」を設定し、全学的責任体制のもとに教養教育を実施する。 <p>専門教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校教育・教養教育との連携を図りながら、専門分野の基礎となる学力を習得させるとともに専門分野の高度化に対応できる能力を育成し、社会のリーダーとして活躍できる女性人材を養成する。 <p>キャリア教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子学生のキャリア形成を支援するため、4年間一貫したキャリア教育を実施する。 <p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的推進体制のもと、専門的知識・能力を十分に活かすことができる進路の確保、進路指導の充実に努める。さらに現代社会が要請する人材需要を的確に把握し、新たな職業分野等に対応する。 <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の成果・効果に対する自己点検・評価、学生による授業評価、外部評価、調査等を実施し、その結果を教育の質の向上に反映させるよう努める。
<p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門教育の高度化・学際化をさらに推進するとともに、女性のライフサイクルにも配慮した制度上の運用等によって、女性の高度専門職業人・研究者を養成する。 	<p>【大学院課程】</p> <p>大学院教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部教育との連携を図りながら、多様な教育需要に応じた履修コースの設定、カリキュラム編成、指導体制、弾力的な修業年限等の教育システムの改善等によって、女性の高度専門職業人・研究者に必要な専門的能力を育成するとともに、学位の授与を促進する。 ・教員を含む社会人を対象にした教育を推進するとともに、その実施体制の整備を図る。 <p>修了後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度専門職業人・研究者として専門的知識・能力や学際的な広い視野を活かせる進路を広く開拓するとともに、女性の高度専門職業人・研究者のキャリア形成・開発の支援体制を強化する。 <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の成果・効果に対する自己点検・評価、外部評価、調査等を実施し、その結果を教育の質の向上に反映させるよう努める。
<p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>【学士課程】</p> <p>アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の基本理念、目的、特色等に応じたアドミッション・ポリシーを対外的に明示するとともに、社会的要請等をも踏まえた入学者選抜を実施する。 <p>社会人、留学生等の受入れ基本方針</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】</p> <p>アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の基本理念、アドミッション・ポリシーに基づき、社会的要請等を考慮して、入学者選抜方法の改善に向けて定期的に見直しを行うとともに、アドミッション・ポリシーをはじめとする入試情報の対外的な明示に努める。 <p>高校サイドとの十分な意思疎通の確保方策</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・留学生の受入れを推進するとともに、社会人受入れを検討する。 <p>教育課程に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念や教育目標に基づき教育課程の編成を図る。 <p>教育方法に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育効果を高めるために授業形態・学習指導法の改善を図るとともに、多様な学生に配慮した学習支援を行う。 <p>成績評価に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の教育目標を明示し、学習到達度の把握に努める。また、明確な成績評価基準に基づく厳格な成績評価を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等との積極的な交流を推進するとともに、オープンキャンパスや各種入試説明会等を充実させる。 <p>社会人、留学生の受入れに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア諸国を中心とする留学生の受入れを積極的に進めるとともに、社会のニーズを踏まえた社会人の受入れを検討する。 <p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育と専門教育の連携を図るとともに、教育理念や教育目標に基づき、社会的要請、学生のニーズを踏まえた教育課程等の編成及び見直し・改善に努める。 <p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション能力、課題探究能力等を育成するために、少人数によるセミナーなどの少人数教育を推進する。 ・教育内容の十分な周知を図るために、ガイダンスの充実に努めるとともに、シラバスの改善及び電子化を推進する。 ・各種情報メディアを活用した授業の推進に努める。 <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての授業科目について成績評価基準をシラバスに明示するなど、明確な成績評価基準に基づき適切な成績評価を実施するとともに、優秀な学生を顕彰する制度の導入を検討する。
<p>【大学院課程】</p> <p>アドミッション・ポリシーに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院の基本理念、目的、特色等に応じたアドミッション・ポリシーを対外的に明示し、社会的要請等をも踏まえた入学選抜を実施する。 <p>社会人、留学生等の受入れに係る基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人や留学生等に配慮した弾力的な履修形態や修業年限等を設定することにより、社会人、留学生等の受入れを推進する。 <p>教育課程に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部教育との連携を図るとともに、教育理念や教育目標に即し、多様な教育需要に対応したカリキュラムの編成を図る。 <p>教育方法に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育効果を高めるために、授業形態・学習指導法を改善するとともに、社会人や留学生等にも配慮した教育研究指導及び支援体制の強化を図る。 <p>成績評価に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の成績評価基準を明示して厳格な成績評価を実施するとともに、学位授与の円滑化を促進する。 	<p>【大学院課程】</p> <p>アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院の基本理念、アドミッション・ポリシーに基づき、社会的要請等を考慮して、入学選抜方法の改善に向けて定期的に見直しを行うとともに、アドミッション・ポリシーをはじめとする入試情報の対外的な明示に努める。 <p>大学院における定員充足のための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動を積極的に推進して、広く優秀な学生の確保に努めるとともに、多様な入学選抜方法の導入、秋季入学の拡大等を検討する。 <p>社会人、留学生等の受入れに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係教育委員会、関係教育機関、本学附属学校園等との提携を強化し、教員リカレント教育の推進を図る。 ・社会人の受入れを推進するため、標準修業年限内で学位を取得できる指導体制等を整備するとともに、女性のライフサイクルにも配慮し標準修業年限を超える弾力的な修業年限の設定を行う。 ・諸外国の高等教育機関・研究者等との連携を強化するとともに、留学生、特にアジア諸国からの留学生を積極的に受入れるにあたり、量的拡大のみならず、質の確保を踏まえた取組みに努める。 <p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部専門教育との連携、前期・後期課程の連携に配慮するとともに、他大学院とも連携して、高度専門職業人育成、研究者育成、社会人の再教育に応じた体系的なカリキュラムの編成に努める。 <p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度専門職業人育成、研究者育成、社会人再教育など多様な教育需要に即した弾力的な指導方法の改善を進める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容の十分な周知を図るために、ガイダンスの充実に努めるとともに、シラバスの改善及び電子化を推進する。 ・各種情報メディアを活用した授業の推進に努める。 <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての授業科目について評価基準をシラバスに明示するなど、明確な成績評価基準に基づき適切な成績評価を実施するとともに、優秀な学生を顕彰する制度の導入を検討する。 <p>学位授与の円滑化のための具体的な取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準修業年限内における円滑な学位授与を促進するために、学生の研究進捗状況を把握するシステムを確立し、教育課程・指導体制の充実・改善を図る。
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>教員配置の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念・教育目標を達成するために適切な教員の配置を図る。 <p>教育環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念・教育目標を達成するために教育環境の整備充実を図る。 <p>教育の質の改善のためのシステムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の質の向上及び改善のために、教育活動を評価するシステムの構築を図る。 	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>適切な教員の配置等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育理念・教育目標に基づく質の高い教育を実施するために、適切な教員の配置に努める。 ・年齢構成上のバランス、男女バランスに配慮した人事を進めるとともに、外国人教員の任用に努める。 ・教育の実施体制を強化するために、TA 制度の充実に努める。 <p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設設備等の有効活用に努めるとともに、教育目標の実現に必要な施設、設備（機器）、図書、視聴覚教材等の整備を図る。 ・外部保育施設との連携など、女性のライフサイクルに配慮した教育研究環境の整備充実を図る。 ・附属図書館の蔵書・資料のデータベース化の推進を図る。 <p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的責任体制のもとで実施した授業評価の結果を各授業の改善に反映させる方策等について検討する。 ・本学における教育実施体制並びに組織や教員個人の教育活動等を評価するためのシステムを構築・整備する。 ・上記で策定された評価システムに基づき、組織や教員個人の教育活動に関する評価を実施し、その評価結果を教育の質の改善に反映させる。 <p>FDに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定したファカルティ・ディベロップメント（FD）に関する基本方針のもと、授業内容及び方法の改善に努める。
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>学生への学習支援に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学生に対応した学習面での支援体制の充実に努める。 <p>学生への生活支援に関する基本方針</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生への学習支援を実施する体制を整備し、入学から卒業（修了）までの各段階に応じた、多様な学生に対応した適切な学習相談・指導・支援の充実に努める。 ・障害を持つ学生に対する支援体制の充実に努める。

<p>・生活面・就職面におけるきめ細かな学生支援体制の充実を図る。</p>	<p>生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係学内組織・施設等の充実を図り、学生生活に対する支援体制の強化に努める。 ・学生の健康管理体制の充実に努める。 ・学生の進路に対する指導・支援体制の整備・充実に努める。 ・サークル活動、ボランティア活動など、学生の課外活動への支援を充実させる。 <p>経済的支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生に対する経済的支援に努める。 <p>社会人・留学生等に対する配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人、留学生、編入学生等に対する学習・生活両面における相談・支援体制の整備・充実に努める。
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>取り組むべき研究課題に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な基礎研究及び学際研究を推進するため、個性のかつ独創的な研究課題の策定に努める。 <p>達成すべき研究水準に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内のみならず国際的にも高く評価される研究水準の達成に努める。 <p>研究成果の社会への還元に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を国内外に広く発信し、「知的資源」の社会への還元を図る。 	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究と応用研究をそれぞれ深化させるとともに、それらの連携・融合による学際研究を推進する中で、以下の方向性を追求する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 高度な基礎研究の充実に努める。 2) 研究者の個性を活かした独創的研究を育成する。 3) 文化の発展に寄与し、真理を探究する学問を追求する。 4) 社会の現代的諸課題の解決に寄与する研究を推進する。 ・女性研究者に対する要請が高い領域や女性の進出の少ない分野の研究を推進することにより、優れた女性研究者や高度専門職業人の育成を図る。 <p>大学として重点的に取り組む領域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長を中心に重点領域を策定し、以下の研究分野において、独創的な基礎的・萌芽的研究、創造性に富む先端的研究、特色ある領域横断的な学際的研究等に一定の評価を行いつつ重点的育成を図る。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 文化の多義性、多様性を追究し、情報を中心に据え、新たな日本社会のアイデンティティの確立を目指す研究領域を進展させる。 2) 社会の変化に対応する新しい社会生活環境の構築を目指す研究領域を進展させる。 3) 環境と身体生命活動を調和させ、共生を図るための自然科学的見地からの研究領域を進展させる。 4) 自然現象あるいは人間と社会が関わる現象を複合的な視点から解明する研究領域を進展させる。 ・アジアに関する諸課題や女性のエンパワーメントに関して国の内外での共同研究を推進する。 <p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別に多様な指標を設定するなど、研究の質的・量的レベルを測るシステムを検討する。 <p>成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果を効果的に社会に発信し、還元するためのシステムを整備する。
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p>

<p>適切な研究者の配置に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究目標・課題を達成するために、適切な研究者の配置を図る。 <p>研究環境の整備に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究を効果的に進めるための設備の充実を図る。 ・学内外の共同研究を推進できる研究体制及び研究支援体制を整える。 <p>研究の質の向上システムに関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究活動等の状況や問題点を把握するため、研究評価システムを確立する。 ・研究に対する評価結果を踏まえ、大学としての研究目標について定期的に見直しを行う。 <p>知的財産に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の創出、管理及び活用を推進する。 	<p>適切な研究者の配置に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い学問分野を教育することに配慮するとともに、研究目標・課題を達成するために適切な研究者の配置を行う。 ・学内の共同研究を総括し共同研究拠点づくりを推進する。 <p>研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内施設の有効活用を図るとともに、共通実験設備などを含む研究基盤設備を整備・充実し、研究体制の強化を図る。 ・データベースや電子ジャーナルを含む学術雑誌・図書の充実を通じて研究支援体制の強化を図る。 <p>全国共同研究・学内共同研究等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内及び他大学や研究機関等との連携による共同研究の推進に努める。 ・附属学校園との連携による共同研究の推進を図る。 <p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学における研究実施体制並びに組織や教員個人の研究活動等を評価するためのシステムを構築・整備する。 ・上記で策定された評価システムに基づき、組織や教員個人の研究活動に関する評価を実施し、その評価結果を研究の質の改善に反映させる。 <p>研究資金の配分システムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤的研究費を確保しつつ、重点的かつ適正な研究費の配分を図る。 <p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産の管理・活用指針、秘密情報の保護などに関する規程を定める。 ・知的財産の管理運営体制の充実を図り、知的財産の創出を促進する。
<p>3 その他の目標</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <p>社会との連携に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人教育の充実を図るなど教育面で社会への情報発信や啓発活動を推進するとともに、大学が保有する研究成果を公開し産学官連携を推進する。 ・地域社会等の連携を図り、地域貢献を推進する。 <p>国際交流に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な交流・連携・協力活動を推進する。 ・広くアジア諸国と連携・協力して女子教育を推進する。 	<p>(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体等との連携を強化しながら、生活、教育、文化、産業、行政等の諸分野における地域貢献を推進するための組織の整備に努める。 ・地域社会の生涯学習ニーズに積極的に応えるために、広報活動を通じて教育研究内容・成果を広く社会に発信するとともに、地域社会の担い手となる女性リーダーの養成、社会人の再教育、公開講座の充実、大学施設の開放、デジタルアーカイブの充実等に努める。 ・重要文化財（記念館等）、文化財、埋蔵文化財など、学内の歴史遺産を整備し、地域社会にも開かれた学内文化財の有効活用を図る。 <p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携推進室を整備し、近隣の諸機関との協力関係を強化し、共同研究の推進を図る。さらに、大学が保有する知的シーズの発信を促進するとともに、民間等の他機関からのシーズの把握にも努める。

	<ul style="list-style-type: none"> ・利益相反に関する指針等、産学官連携上、教職員が守るべきガイドラインを定める。 <p>地域の国公立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県大学連合（奈良県内の国公立大学により平成 13 年 3 月に結成された連携・協力組織）により、大学間の連携強化を図り、地域への貢献に努める。 ・地域における大学以外の諸機関との間で連携を強化し、知的・人的交流の推進を図る。 <p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流計画を策定し、それに基づいて、交流協定校をはじめとする海外の諸大学等との教育研究上の交流を促進する。 ・アジア諸国を始めとする留学生の受入れの強化に向けて、支援体制の整備を図る。 ・国際交流に必要な施設、設備、資料等の整備を図るとともに、その活用方を検討する。 <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五女子大学コンソーシアム協定に基づくアフガニスタン女子教育支援事業を推進するとともに、アジア諸国を中心に教育研究活動に関連した国際貢献に努める。 ・国際シンポジウム・国際会議の開催、国際共同研究を推進する。
<p>(2) 附属学校に関する目標</p> <p>教育研究に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園が積み重ねてきた理論的・実践的成果を踏まえ、社会的要請等も考慮しつつ、我が国の初等・中等教育が直面している諸課題に先導的に取り組む。 <p>学校運営の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園を大学附属とし、大学との連携を強化するとともに、社会的要請等も考慮して、学校運営の改善に努める。 <p>附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園の理念・目標に応じ、社会的要請等も考慮して入学者選抜の改善に努める。 <p>附属学校園間の連携・協力の強化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の指導のもと、附属学校園間の連携・協力関係を強化する。 <p>社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園は、大学とも連携して地域との連携、国際交流の推進に努める。 	<p>(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究に関する目標を達成するための具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園は、附属学校部の統括のもと、大学と連携して、幼児・初等・中等各教育における先導的な実践・研究を推進する。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 附属中等教育学校は、6 年一貫教育を推進し、中等教育の新たな発展と創造を目指す。 2) 附属小学校は、「学習法」の伝統を生かした実践的研究を行い、初等教育の改善に指導的役割を果たす。 3) 附属幼稚園は、幼児の主体性・個性を重視する教育によって、幼児教育の先導的的使命を担う。 <p>学校運営の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園を大学の附属とし、新設の附属学校部のもとで組織的な整備を図るとともに、自己点検評価・外部評価の実施、学校評議員制度の活用等によって学校運営の効率化・改善に努める。 <p>附属学校園の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園の理念・目標に基づき、社会的要請等も考慮して、入学者選抜の改善に向けて定期的な見直しを行うとともに、理念・目標や入試情報の対外的な明示に努める。 <p>附属学校園間の連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園は、附属学校部のもとで互いに連携・協力しながら、初等・中等教育の再編・改善を視野に入れた教育実践研究の推進を図る。 <p>社会との連携、国際交流等に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・附属学校園は、教育研究における活動・成果等の積極的な公開・提供に努めるとともに、諸活動を通じた地域連携、国際交流等の推進を図る。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>

<p>1 運営体制の改善に関する目標 組織運営に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全学的な経営戦略を確立し、効果的・機動的な組織運営に努める。 ・全学的な観点から諸計画を審議・立案するための柔軟かつ機動的な組織編成に努める。 ・学部長、研究科長の補佐体制強化のため、全学の審議・実施組織と連携した学部、研究科内の運営体制強化を図る。 ・事務の各部門の専門性を生かし、職能集団としての役割強化を図る。 <p>学内の資源配分に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の活性化の観点から、学内諸資源の適正な配分方針を定め、これを運用するための体制を整備する。 	<p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長を中心とする運営体制の強化・整備を図り、全学的な経営戦略の策定を行う。また、学長の補佐体制の整備を行うなどにより、経営戦略に基づいた企画・立案・実施組織の統括を行う。 <p>学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学部、研究科内の運営体制強化を図るため、学部長・研究科長を中心とし機動的かつ柔軟な実務執行組織を、全学の組織と連携させつつ編成する。 <p>教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員が連携した柔軟で機動的な組織を構築し、企画・立案・実施機能の強化を図る。 <p>内部監査機能の充実に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な経理執行等を行うため、内部監査機能を整備する。 <p>全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の活性化の観点から、全学的な方針・計画に沿った学内資源の配分方針を定め、この方針に従った運用を行ない、学内諸資源の有効活用を図る。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の基本理念に基づき、学問諸分野の発展を踏まえ、社会的要請等も考慮し、全学的な見地から教育研究組織のあり方について見直しを行う。 	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問諸分野の発展を踏まえ、社会的要請等も考慮し、全学的な見地から教育組織や研究者集団の形成などの在り方に対して検討を行うための組織を明確にし、整備を図る。 <p>教育研究組織の見直しの方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問諸分野の学問的発展、社会的要請、経営的な観点などの諸要因を総合的に勘案し、全学的な見地から教育研究組織の在り方について見直しを行う。
<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標</p> <p>教職員の人事に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の計画的かつ適正な配置を図り、人事交流の推進を進める等のため、人事に関する管理システムの整備を図る。 ・教員の流動性の向上を図るとともに、教員構成の多様化に努める。 <p>事務職員の専門性等の向上に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員の専門性等の向上を図るため、必要な研修機会の確保に努めるとともに、他大学との人事交流の活性化を図る。 <p>教職員の行動規範の策定に関する基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の基本原則を遵守し、その視点に立った行動 	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人事の適正化を図るために人事評価システムを整備し、評価を待遇面に反映させる。 <p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期制や公募制を含む柔軟で多様な人事制度の運用により、教員の流動性の向上を図るとともに、外国人・女性の教員採用の促進に努める。 <p>事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに労務管理、簿記会計、情報処理、施設管理等に関する研修の機会を設ける。 ・他大学等との交流人事を、計画的に実施する。 <p>中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な大学全体の人事計画を策定し、計画に基づく人員（人件費）管理を行う。 <p>行動規範の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクシュアル・ハラスメント等の防止等を含め、教職員が守るべき行動規範を定め、研修を行う。

規範を策定する。	・教職員が守るべき倫理に関するガイドライン又は倫理規程を作成する。
4 事務等の効率化・合理化に関する目標 ・事務組織・職員配置の再編、合理化を進める。 ・各種事務の見直しや情報化等により、事務処理の効率化・迅速化を図る。 ・事務職員の専門性の向上を図る。	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ・事務機構全体の効率化、合理化を目的とした再編を実施する。 ・職務権限の見直しを行い、権限の委任を進めて事務の効率化・迅速化を図る。 ・事務処理の電子情報化を計画的に実施する。 ・各部署に応じた関係職員の専門能力の向上を図る。 ・他の国立大学等との共同業務処理等の連携・協力の可能性について検討し、可能なものから順次実施する。 ・アウトソーシングの適正な活用について検討する。
財務内容の改善に関する目標	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 ・研究の質の向上やシーズの公開・提供を図り、外部研究資金等の積極的な確保に努め、自己収入の増加を図る。	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 ・研究助成関係の公募情報を学内に周知し、積極的応募を促進する。 ・研究成果などの学外への広報を強化し、受託研究費、奨学寄附金などの外部資金獲得に努める。
2 経費の抑制に関する目標 ・事務処理の効率化や学内施設を効率的に利用することにより、管理的経費の節減を図る。	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策 ・事務処理の効率化を図るとともに、学内への通知等を電子化するなどにより、中期目標期間中に複写関連経費の5%の節減を図る。 ・旅費支給基準の見直しを図る。 ・照明器具、冷暖房装置、事務機器等を点検し、省エネ機器への転換を計画的に推進する。 ・日常的に節水、節電による省エネルギー、省資源など経費抑制につながる活動に努める。
3 資産の運用管理の改善に関する目標 ・資産の効率的・効果的な運用をめざす。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ・資産状況を的確に把握し、学内施設の有効活用を図るなど資産の効率的・効果的な運用を図る。
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
1 評価の充実に関する目標 ・全学的な組織の下に、自己点検・評価等の改善により評価の充実を図るとともに、評価結果を大学運営の改善に反映させる。	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善及び評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 ・教育、研究、大学運営、社会貢献等における本学の諸活動の状況・貢献度を社会的要請等に配慮しつつ、自己点検・評価の改善を図るとともに、自己点検・評価、外部評価及び第三者評価等の結果を基に大学運営の改善を図る。
2 情報公開等の推進に関する目標 ・大学の教育研究等の活動状況及び大学運営に関する情報を社会へ積極的に公開し、透明性の確保を図る。	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 ・大学の教育研究内容や学術情報を始めとし、中期目標・中期計画等の各種情報を電子広報などを通して広く公表する。 大学の広報システムの見直しと抜本的強化のための計画

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の経営戦略に基づき、全学的立場から広報体制について見直し、充実を図る。 ・電子広報の充実を図る。 <p>学外に対する情報提供事項のデータベース化の推進計画とそのための体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内の情報基盤整備を図り、種々のデータベースを構築するとともに、広く学外への情報提供に努める。
その他業務運営に関する重要目標	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
<p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好なキャンパス環境を形成するため、中・長期的な施設整備基本方針を策定し、整備充実を図る。 ・施設設備の整備・利用状況等を点検評価し、既存施設設備の有効活用を図るとともに計画的な維持管理を行う。 ・環境への配慮やユニバーサルデザイン等の社会的要請に応えるための基本方針を策定し、計画的に整備する。 	<p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究、学生支援、社会との連携、国際交流等に係る全学の施設設備の整備充実を図る。 ・施設マネジメントのシステムづくりを行い、全学的視点に立った計画的、効率的な施設運用を図る。 ・老朽化施設設備に対する改善方策について検討を行い、整備充実を図る。 ・既存の施設設備、屋外環境等について点検、補修、維持管理を計画的に行い、整備充実を図る。 ・省エネルギー、省資源、環境への配慮、ユニバーサルデザイン等に関する計画を策定し、実施する。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究環境の安全・衛生を確保するために、安全管理体制の整備・充実にも努めるとともに様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するための危機管理体制を確立する。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理・事故防止に関する全学的な安全衛生・危機管理体制を充実する。 ・安全管理に関する研修等を行い、教職員の意識の向上を図る。 ・防災に関する設備の点検を行い、必要な措置をとる。 ・災害時の危機管理体制を確立する。
	<p>(その他の記載事項)(別紙に整理)</p> <p>予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画 出資計画 短期借入金の限度額 長期借入金又は債券発行の計画 重要財産の処分(譲渡・担保提供)計画 剰余金の使途 施設・設備に関する計画</p>

別紙

予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることなどが予想される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

（計画なし）

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・北魚屋団地研究棟 ・小規模改修	総額 881	施設整備費補助金（881）

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・教職員の計画的かつ適正な配置と人事交流の推進を図る。
- ・教員の流動性の向上を図るとともに、教員構成の多様化に努める。
- ・事務職員等の専門性の向上を図るため、必要な研修機会の確保に努める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込 25,664百万円(退職手当は除く)

3 . 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

該当なし

(長期借入金)

該当なし

(リース資産)

該当なし

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	23,022
施設整備費補助金	881
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	918
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	10,342
授業料及入学金検定料収入	10,027
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	315
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	784
長期借入金収入	0
計	35,947
支出	
業務費	33,364
教育研究経費	30,492
診療経費	0
一般管理費	2,872
施設整備費	881
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	784
長期借入金償還金	918
計	35,947

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 25,664百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している

注) 退職手当については、国立大学法人奈良女子大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L(y-1)は直前の事業年度におけるL(y)。

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。(D(x)は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D(y-1)は直前の事業年度におけるD(y)。

「教育研究診療経費」: 附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「附属研究所経費」: 附属研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

「特別教育研究経費」: 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分）、授業料収入（収容定員超過分）、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y)：学部・大学院教育研究経費（ ）、附属学校教育経費（ ）を対象。

E(y)：教育研究診療経費（ ）、附属研究所経費（ ）、附属施設等経費（ ）を対象。

F(y)：教育等施設基盤経費（ ）を対象。

G(y)：特別教育研究経費（ ）を対象。

H(y)：入学料収入（ ）、授業料収入（ ）、その他収入（ ）を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y)：一般管理費（ ）を対象。

M(y)：特殊要因経費（ ）を対象。

【諸係数】

(アルファ)：効率化係数。 1%とする。

(ベータ)：教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ): 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン): 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、収入見込推計により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、支出見込推計により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	34,028
經常費用	34,028
業務費	30,502
教育研究経費	1,744
診療経費	0
受託研究費等	279
役員人件費	566
教員人件費	22,098
職員人件費	5,815
一般管理費	2,849
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	677
臨時損失	0
収入の部	34,028
經常収益	34,028
運営費交付金	22,447
授業料収益	8,180
入学料収益	1,300
検定料収益	337
附属病院収益	0
受託研究等収益	279
寄付金収益	493
財務収益	0
雑益	315
資産見返運営費交付金等戻入	382
資産見返寄付金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	294
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,287
業務活動による支出	33,350
投資活動による支出	1,679
財務活動による支出	918
次期中期目標期間への繰越金	340
資金収入	36,287
業務活動による収入	34,148
運営費交付金による収入	23,022
授業料及入学検定料による収入	10,027
附属病院収入	0
受託研究等収入	279
寄付金収入	505
その他の収入	315
投資活動による収入	1,799
施設費による収入	1,799
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	340

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額(340百万円)を含む。

国立大学法人奈良女子大学中期目標

別表(学部、研究科等)

学部	文学部 理学部 生活環境学部
研究科	人間文化研究科

国立大学法人奈良女子大学中期計画

別表（収容定員）

平成 16 年度	文学部	680人		
	理学部	720人		
	生活環境学部	580人		
	人間文化研究科	502人	〔	うち修士課程 360人 博士課程 142人
平成 17 年度	文学部	680人		
	理学部	720人		
	生活環境学部	580人		
	人間文化研究科	510人	〔	うち修士課程 360人 博士課程 150人
平成 18 年度	文学部	680人		
	理学部	720人		
	生活環境学部	580人		
	人間文化研究科	510人	〔	うち修士課程 360人 博士課程 150人
平成 19 年度	文学部	680人		
	理学部	720人		
	生活環境学部	580人		
	人間文化研究科	510人	〔	うち修士課程 360人 博士課程 150人
平成 20 年度	文学部	680人		
	理学部	720人		
	生活環境学部	580人		
	人間文化研究科	510人	〔	うち修士課程 360人 博士課程 150人
平成 21 年度	文学部	680人		
	理学部	720人		
	生活環境学部	580人		
	人間文化研究科	510人	〔	うち修士課程 360人 博士課程 150人